

## 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項（たたき台）

### （１）「領収書等」の必要記載事項

#### ＜現在の取扱い＞

- 政治資金規正法により、政治団体の会計責任者等はすべての支出について、「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の３事項を記載した領収書その他の支出を証する書面（法律上「領収書等」と定義）の徴収を義務づけられている。（法第１１条第１項）
- 「領収書等」の徴収義務は、政治団体の会計経理の厳正を期し、不正な記載や報告を防止することを目的としている。
- 「領収書等」の徴収義務違反があった場合には、政治資金規正法により罰則の対象となる。（法第２４条第１項第３号）

#### ＜検討すべき事項＞

- 政治資金規正法の「領収書等」の定義については以下の点が指摘されている。

- ・ 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として上記３事項のみが明記され、支出の実在性を担保する上で重要な領収書の発行者に関する情報の記載については明示的に要求されていない。

しかしながら、政治資金規正法上、支出を確認するための情報として、会計帳簿及び収支報告書に、３事項に加え、「支出を受けた者の氏名又は名称」及び「住所又は主たる事務所の所在地」の記載が求められているところであり、これらの事項も領収書等の必要記載事項とし、これらにより確認することとするのが適当ではないか。

（参考）消費税法の取扱い

３万円以上の課税仕入れを証する書面に「書類の作成者の氏名又は名称」の記載が求められている。（消費税法第３０条第９項第１号・第２号）

- ・ 「支出の目的」の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く発行、流通しており、税法上も、「支出の目的」が記載された他の書面と併せて支出を証する書面として取り扱われているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に３事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされている。

したがって、このような場合には、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じている。

## ＜検討の方向性＞

- 「支出を受けた者」等を必要記載事項とすることについて
  - 「支出を受けた者の氏名又は名称」については、領収書等の真正性に関わる重要な情報であり、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされている。

実態としても、ほとんどの場合、領収書等には氏名又は名称の記載が行われており、これを必要記載事項とした場合にも、新たな事務負担等が生ずるケースは少ないものと考えられる。(ただし、洗車機の領収書等、少額の支出について支出を受けた者の氏名又は名称が記載されていない書面もある実態も報告されている。)
  - 「支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地」については、支出を受けた者の実在性を補完する情報であるが、税法では、消費税法で高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿記載が求められるものの、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とされていない。

また、少額領収書等で住所を記載していない領収書も多く作成、流通している実態が存在する。
  - こうした現状を踏まえつつ、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査上、高額領収書等のうち氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧である場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとしたところである。
  - さらに進んで、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること、領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を進めることが適当である。

### ア 「氏名又は名称」

必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの記載を義務づけることが困難な事例をさらに検証しつつ、それらの事例の取扱い等も含め、検討を行う。

### イ 「住所又は主たる事務所の所在地」

商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこと等を踏まえつつ、記載の義務づけの当否及びその範囲等について検討を行う。

なお、会計帳簿における必要記載事項から住所を外すべきとの議論との関係にも留意する必要がある。

○ 単一の書面に3事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて

- 支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、税法でも、課税控除の対象となる支出について、より広い範囲の複数の書面で必要記載事項を確認することを認めている。

したがって、政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。

- 一方で、税法における証拠書類が保存しておくべき書類であるのとは異なり、政治資金規正法における領収書等は、収支報告書に併せて写しを提出したり、保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じ公開する必要がある。したがって、提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点に留意する必要がある。

- 政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとしたところである。

- さらに進んで、会計責任者に徴収義務、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとする事については、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を進めることが適当である。

なお、その際には、登録政治資金監査人から、振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄せられていることも踏まえ、併せて検討を進めることが適当である。

所得税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十三号）

（青色申告）

第143条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

（青色申告者の帳簿書類）

第148条 第百四十三条（青色申告）の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 略

（青色申告書に添附すべき書類）

第149条 青色申告書には、財務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

所得税法施行規則（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十一号）

（帳簿書類の整理保存）

第63条 第六十条第一項（決算）に規定する青色申告者は、次に掲げる帳簿及び書類を整理し、七年間（第三号に掲げる書類のうち、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のものにあつては、五年間）、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

一・二 略

三 取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

## 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）

（青色申告）

第 121 条 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

- 一 中間申告書
- 二 確定申告書
- 三 清算事業年度予納申告書

2 略

（青色申告法人の帳簿書類）

第 126 条 第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 略

## 法人税法施行規則（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十二号）

（帳簿書類の整理保存）

第 59 条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、七年間、これを納税地（第三号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

一・二 略

三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

## 印紙税基本通達

第 17 号文書

（金銭又は有価証券の受取書の意義）

1 「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するため作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいう。（平元間消 3-15 改正、平 20 課消 3-74 改正）

（注）文書の表題、形式がどのようなものであっても、また「相済」、「完了」等の簡略な文言を用いたものであっても、その作成目的が当事者間で金銭又は有価証券の受領事

実を証するものであるときは、第 17 号文書（金銭又は有価証券の受取書）に該当するの  
であるから留意する。

（受取書の範囲）

2 金銭又は有価証券の受取書は、金銭又は有価証券の受領事実を証明するすべてのものをいい、債権者が作成する債務の弁済事実を証明するものに限らないのであるから留意する。

3 略

（振込済みの通知書等）

4 売買代金等が預貯金の口座振替又は口座振込みの方法により債権者の預貯金口座に振り込まれた場合に、当該振込みを受けた債権者が債務者に対して預貯金口座への入金があった旨を通知する「振込済みのお知らせ」等と称する文書は、第 17 号文書（金銭の受取書）に該当する。（平元間消 3－15 改正）

（受領事実の証明以外の目的で作成される文書）

5 金銭又は有価証券の受取書は、その作成者が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものをいうのであるから、文書の内容が間接的に金銭又は有価証券の受領事実を証明する効果を有するものであっても、作成者が受領事実の証明以外の目的で作成したもの（例えば手形割引料計算書、預金払戻請求書等）は、第 17 号文書（金銭又は有価証券の受取書）に該当しない。（平元間消 3－15 改正）

6～35 略

## 消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第百八号）

（仕入れに係る消費税額の控除）

第 30 条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一～三 略

2～6 略

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場

合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

- 一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
- イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
  - ロ 課税仕入れを行つた年月日
  - ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
  - ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

二 略

9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

- 一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

- イ 書類の作成者の氏名又は名称
- ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）
- ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

- 二 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

- イ 書類の作成者の氏名又は名称
- ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

三 略

10 略

## (2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法

### <現在の取り扱い>

- 政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与とされており、その趣旨は、金銭を伴わない収支についても、政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の批判に委ねることにある。
- したがって、例えば、政治団体が労務や事務所等の無償提供を受けた場合、政治団体には財産上の利益が生じていることから、会計帳簿や収支報告書にはこれらを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上するとともに、便宜的に同額を支出に計上することとされている。
- また、例えば、政治団体が他の政治団体等に労務等の無償提供を行った場合、他の政治団体に財産上の利益を供与していることから、会計帳簿や収支報告書には、これらを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。  
また、政治団体が前払式証票やクレジットカードを利用して支出を行った場合、支出目的を明らかにするため、物品等の購入時点で金銭を伴わない支出を計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。

### <検討すべき事項>

- 金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、煩雑であり、また事務担当者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める意見も多く寄せられている。  
また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

### <検討の方向性>

- 政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。
- 一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくいこともあり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収



支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

### (3) 前払式証券による支出の記載方法

#### <現在の取扱い>

- 政治資金規正法上、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいうこととされている。(法第4条第5項)
- また、政治資金規正法は、その基本理念として政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としており、会計帳簿等や収支報告書の記載はこの趣旨に沿って行われることが求められている。
- 商品券、プリペイドカード、前払式電子マネー等前払式証券による支出は、前払式証券を購入する時点と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点が異なるが、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有していることから、これらの目的のいずれをも満たすことができるように、
  - a 金銭の支出(現金主義)
  - b 実際の売買等における支出相当分の計上(支出実態の公開)(備考欄に「前払式証券による購入」である旨記載することが望ましい)
  - c aとbの二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上(bと同時に計上することにより、収支としてはbを相殺)という経理処理等が情報提供されている。

#### <検討すべき事項>

- 近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても前払式電子マネー等を使用するケースが増え、これらの支出の記載方法についての問い合わせも増えている。これに対し、上記経理処理等を情報提供しているが、処理が煩雑なこともあり、会計責任者等に必ずしも理解されていないのが現状であり、事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求める声も多く寄せられている。

また、物品等の購入に係る支出を二重に計上することになることや二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入を計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

#### <検討の方向性>

- 当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては、金銭をチャージし、交通費として使用する場合、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、チャージした時点

で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を出したところである。所管庁においては、この見解を踏まえ、この簡易な記載方法について周知を行っている。

- 前払式証票による支出は、前払式証票を購入する時点の相手・目的及び日時と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点の相手・目的及び日時が異なり、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。

しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。

現時点では利用できる取引の範囲が限定されているカード等も今後、利用できる取引の範囲が拡大する状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの的確に表す観点から、例えば、今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に関する記載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と商品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

平成20年10月31日

政治資金適正化委員会

## 収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

## (4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法

### <現在の取扱い>

- 政治資金規正法上、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいうこととされている。(法第4条第5項)
- また、政治資金規正法は、その基本理念として政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としており、会計帳簿等や収支報告書の記載はこの趣旨に沿って行われることが求められている。
- 後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する時点と、後日、売買契約等の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点が異なるが、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有していることから、これらの目的のいずれをも満たすことができるように、
  - a 実際の売買等における支出相当分の計上（支出実態の公開）（備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨記載することが望ましい）
  - b 金銭の支出（現金主義）
  - c aとbの二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上（aと同時に計上することにより、収支としてはaを相殺）という経理処理等が情報提供されている。

### <検討すべき事項>

- 近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても後払式電子マネーやクレジットカードを使用するケースが増え、これらの支出の記載方法についての問い合わせも増えている。これに対し、上記経理処理等を情報提供しているが、処理が煩雑なこともあり、会計責任者等に必ずしも理解されていないのが現状であり、事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求める声も多く寄せられている。  
また、物品等の購入に係る支出を二重に計上することになることや二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入を計上することになることから、収支の状況を的確に表しているとはいえないのではないかとの指摘もある。

### <検討の方向性>

- 当委員会では、ETCカードによる支払いについては、高速道路料金の支払いに限定されており、カード会社に支出した時点で支出した金額等の

みを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を出したところである。所管庁においては、この見解を踏まえ、この簡易な記載方法について周知を行っている。

- さらに、当委員会では、政治団体からの意見も踏まえ、E T Cカード以外のクレジットカードについても、現金と同等に広く利用され支払いまでの期間が比較的短期であること、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、物品等の購入時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する（ただし、実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨及び口座振替日等の情報を記載することが望ましい。）簡易な記載方法を認めることが適当であるとの意見を表明し、所管庁の検討を求めたところであり、所管庁では、この意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を周知している。
- 後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する相手及び日時と、後日、金銭を支出する相手及び日時が異なるため、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。

しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。

今後、リボ払い、分割払い、ボーナス払い等の支払い方法の選択が増加する場合、物品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの確に表す観点から、例えば、今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に関する記載欄と、クレジットカードの利用などにより、物品等の購入の相手及び日時と金銭の支出の相手及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄とを分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

平成20年10月31日

政治資金適正化委員会

## 収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

## 収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えている。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1)組織活動費	食事代	50,000	H21.1.20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代	30,000	H21.1.25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
	合計	80,000			



## (5) 会計帳簿への相手方住所の記載

### <現在の取扱い>

- 政治資金規正法により、政治団体の会計帳簿には、一定の収入（寄附や政治資金パーティーの対価に係るもの等）及びすべての支出について、それらの収入及び支出の相手方となった者の住所（団体にあつてはその主たる事務所の所在地）の記載が義務づけられている。（法第9条第1項）
- 会計帳簿を備えさせ、所定事項の記載を義務づけた趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくことにあるとされている。

### <検討すべき事項>

- 会計帳簿への住所の記載については、以下の点が指摘されている。
  - ・ 支出を受けた者の住所の記載については、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていない場合など、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合（コインパーキングや個人タクシー）や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合（直営店かフランチャイズ店かの判断等）がある。
  - ・ 民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とはされておらず、開示の対象ともならない政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、金額の多寡を問わず支出を受けた者の住所をすべて記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課すこととなるとの意見も多く寄せられている。税法上も、消費税法で3万円以上の高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿への住所記載が求められているものの、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とはされていない。

### <検討の方向性>

- 支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地を記載することが極めて困難な場合の対応について
  - ・ 当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には住所不明又は一部を省略した住所が記載されていれば、また主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にはいずれかの住所が記載されていれば、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示したところである。
  - ・ 上記のような場合にまで、会計責任者に対して支出を受けた者の住所

又は主たる事務所の所在地の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられる。今後、一定の場合には住所の記載を求め難い理由を記載することで代えるなどの対応を検討していくことが適当である。

○ 会計帳簿への住所記載の省略について

(案1)【P】

- 支出の実在性の担保
  - ・ 政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。
  - ・ このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。
- 国会議員関係政治団体については、領収書等が徴されている支出については、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当である。
- なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおりの取扱いとすることが適当である。

(案2)【P】

- 支出の実在性の担保
  - ・ 政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。
  - ・ このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、

すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

- 収支報告すべき情報としての役割
  - ・ ただし、国会議員関係政治団体については、収支報告すべき支出の範囲の拡大を図る観点から、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、収支報告書に支出の明細として支出を受けた者の住所を記載することとされている。
  - ・ したがって、収支報告書に明細が記載されることになる人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、いずれにせよ、支出を受けた者の住所の把握が必要であり、その収支報告が適正なものであることを担保する観点から、収支報告書に支出を受けた者の住所を記載する前提として会計帳簿に支出を受けた者の住所が記載されていることが適当であると考えられる。
- 国会議員関係政治団体については、収支報告書への明細の記載の対象とはならない人件費及び1件1万円以下の支出で、領収書等が徴されているものについては、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当である。
- なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおりの取扱いとすることが適当である。

### (案3)【P】

- 支出の実在性の担保
  - ・ 政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。
  - ・ このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、

すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

- 収支報告すべき情報としての役割
  - ・ ただし、国会議員関係政治団体については、収支報告すべき支出の範囲の拡大を図る観点から、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、収支報告書に支出の明細として支出を受けた者の住所を記載することとされている。
  - ・ したがって、収支報告書に明細が記載されることになる人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、いずれにせよ、支出を受けた者の住所の把握が必要であり、その収支報告が適正なものであることを担保する観点から、収支報告書に支出を受けた者の住所を記載する前提として、いずれかの書面に当該住所が記載されていることが必要とすることが適当である。
  - ・ しかしながら、その記載は必ずしも会計帳簿に行われていることを要せず、領収書等に記載されている場合には、重ねて会計帳簿に記載することは要しないものとするのが適当であると考えられる。
- 案2に加え、領収書等に住所の記載がある支出は、政治団体全般について、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当である。

#### (案4)【P】

- 会計帳簿を備え付ける意義
  - ・ 政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び所定の事項の記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にしておくことにあるとされている。
  - ・ このような趣旨に鑑みた場合、また、一般的な会計経理の実務も踏まえると、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿には支出の目的、金額、年月日、相手方の氏名・名称が記載されていれば、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の状況を明確にしておくという趣旨を著しく損なうことはないと考えら

れる。

- 政治団体全般について、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当である。

収支報告書への明細の記載の対象とはならない支出に限って、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を建議する場合

## 会計帳簿の必要記載事項に関する建議（案）

### 1. 会計責任者の義務

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出の明細として支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされ（法第9条第1項）、さらに、1件5万円以上の支出については、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等の徴収が義務付けられている（法第11条第1項）。

国会議員関係政治団体については、これらの会計責任者の義務について特例が課されており、収支報告書への明細の記載の対象とはならない少額の支出を含めたすべての支出について、支出の裏付けとなる領収書等を徴収することとされ、さらに登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられている。

### 2. 問題の所在

会計帳簿に記載すべき支出の明細のうち、支出を受けた者の住所の記載については、領収書等が存在しない又は領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていないため支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合があることから、その困難性について政治団体から意見が寄せられている。

### 3. 会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性

政治団体からの意見を踏まえ、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性について、本委員会では検討を行った。

#### (1) 支出の実在性の担保

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することであると考えられる。

このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

なお、民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えず、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課すこととなるとの意見も、本委員会における議論においてあったところである。

#### (2) 収支報告すべき情報としての役割

一方で、国会議員関係政治団体については、収支報告すべき支出の範囲の拡大を図る観点から、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、収支報告書に支出の明細として支出を受けた者の住所を記載することとされている。

したがって、収支報告書に明細が記載されることとなる人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、その収支報告が適正なものであることを担保する観点から、収支報告書に支出を受けた者の住所を記載する前提として会計帳簿に支出を受けた者の住所が記載されていることが適当であると考えられる。

## 4. 結論

国会議員関係政治団体については、今般の政治資金監査の実施を契機に、収支報告書への明細の記載の対象とはならない人件費及び1件1万円以下の支出については、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認めることが適当である。

本建議の趣旨を踏まえ、政府及び国会において法改正に向けた必要な検討がなされるべきである。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおおりの取扱いとすることが適当であると考える。



すべての支出について、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を建議する場合

## 会計帳簿の必要記載事項に関する建議（案）

### 1. 会計責任者の義務

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出の明細として支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされ（法第9条第1項）、さらに、1件5万円以上の支出については、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等の徴収が義務付けられている（法第11条第1項）。

国会議員関係政治団体については、これらの会計責任者の義務について特例が課されており、収支報告書への明細の記載の対象とはならない少額の支出を含めたすべての支出について、支出の裏付けとなる領収書等を徴収することとされ、さらに登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられている。

### 2. 問題の所在

会計帳簿に記載すべき支出の明細のうち、支出を受けた者の住所の記載については、領収書等が存在しない又は領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていないため支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合があることから、その困難性について政治団体から意見が寄せられている。

### 3. 会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性

政治団体からの意見を踏まえ、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性について、本委員会で検討を行った。

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することであると考えられる。

このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていなくても、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

なお、民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えず、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課すこととなるとの意見も、本委員会における議論においてあったところである。

### 4. 結論

国会議員関係政治団体については、今般の政治資金監査の実施を契機に会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認めることが適当である。

本建議の趣旨を踏まえ、政府及び国会において法改正に向けた必要な検討がなされるべきである。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおりの取扱いとすることが適当であると考えられる。

## (7) 収支報告書に記載すべき支出の区分

### <現在の取扱い>

- 政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められ、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費である経常経費と、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費である政治活動費に分類される。(法第12条第1項第2号)
- 経常経費についてはさらに人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類され、政治活動費は組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類されることになっている。(施行規則第7条第2項・第8条)

### <検討すべき事項>

- 収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があり、政治団体からの問い合わせも寄せられている。
- 支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきとの意見も寄せられている。

### <検討の方向性>

- 個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の見解も踏まえながら、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることが適当である。
- 支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を進めることが適当である。

また、この際には、政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なることに留意することが必要である。

## (8) 業務制限の範囲

### <現在の取扱い>

- 政治資金規正法及び同法施行規則により、登録政治資金監査人が、
    - ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
    - ・ 国会議員関係団体の役職員又はその配偶者
    - ・ 後援会等いわゆる 2 号団体の場合は、推薦し、又は支持する公職の候補者又はその配偶者
- である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないこととされている。(法第 19 条の 13 第 5 項・施行規則第 14 条の 2 の 3)
- 業務制限の趣旨は、政治資金監査における外部性の確保にある。

### <検討すべき事項>

- 登録政治資金監査人の業務制限については、政治資金監査契約の締結から政治資金監査報告書の作成までの期間において業務制限に該当しない場合でも、政治資金監査における外部性の確保の点からすると適当でない場合があるのではないかという観点から、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査を行うことになるような場合等についての質疑が多く寄せられている。

### <検討の方向性>

- 当委員会では、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないとしている。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかとなることに留意するよう注意を喚起している。
- 政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、実際の政治資金監査において、問題となる実例がどの程度出てくるかも見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を進めることが適当である。

## 公認会計士法及び同法施行令、日本公認会計士協会の倫理規則による業務制限

### 公認会計士法（昭和二十三年七月法律第百三号）

（特定の事項についての業務の制限）

第24条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

- 一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
- 二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
- 三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

第24条の3 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間（当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。）のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該連続会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

## 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第7条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

- 一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合
- 二 公認会計士の配偶者が、当該公認会計士に係る被監査会社等の使用人である場合又は過去一年以内にその使用人であつた場合
- 三 公認会計士の配偶者が、国家公務員若しくは地方公務員であり、又はこれらの職にあつた者でその退職後二年を経過していないものである場合において、その在職し、又は退職前二年以内に在職していた職と当該公認会計士に係る被監査会社等（営利企業に該当するものに限る。）とが職務上密接な関係にあるとき。
- 四 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。ただし、株主又は出資者にあつては相続又は遺贈により被監査会社等の株式又は出資を取得後一年を経過しない場合を、債権者又は債務者にあつてはその有する債権又は債務が被監査会社等との間の法第二条第一項又は第二項の業務に関する契約に基づく場合、その有する債権又は債務の額が百万円未満である場合、相続又は遺贈により被監査会社等の債権又は債務を取得後一年を経過しない場合その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。
- 五 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合
- 六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合
- 七 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の役員等又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた者から第五号又は前号に規定する利益の供与又は報酬を受けている場合
- 八 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の関係会社等の役員若しくはこれに準ずるものである場合又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた場合

九 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場合

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第 11 条 法第二十四条の三第一項（法第十六条の二第六項 において準用する場合を含む。）に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第 12 条 法第二十四条の三第一項（法第十六条の二第六項 において準用する場合を含む。）に規定する連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

### 倫理規則（日本公認会計士協会）

(独立性)

第 16 条 略

2・3 略

4 会員は、財務諸表監査の依頼人との関係において、法令に規定する利害関係を有してはならない。

5 会員は、金融商品取引法に定める監査以外の監査を受嘱又は継続するに際しては、前項に加えて、次の各号の一に該当する関係を有してはならない。

一 財務諸表監査に補助者として従事する者にあつては、公認会計士法第 24 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは同条第 3 項又は公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 1 号、第 4 号から第 6 号まで、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる関係

二 公認会計士、外国公認会計士にあつては、その 2 親等以内の親族が、監査法人にあつては監査証明に係る業務を執行する社員の 2 親等以内の親族が、公認会計士法第 24 条第 1 項第 1 号又は公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる関係

6・7 略

## (9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

### <現在の取扱い>

- 政治資金規正法上、
    - ・ 年途中で国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体についても登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならない。(法第19条の10で読み替えられた第19条の13第1項)
    - ・ 国会議員関係政治団体についてはすべての支出について領収書等を徴しなければならない。(法第19条の9で読み替えられた法第11条第1項)
    - ・ 国会議員関係政治団体(年途中で国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体を含む。)は、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならない。(法第19条の11第1項)
    - ・ 国会議員関係政治団体(年途中で国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体を含む。)は、経常経費以外の支出(国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費の支出)について明細を記載した報告書及び領収書等の写しを提出しなければならない。(法第19条の10で読み替えられた法第12条第1項・第2項第17条第1項・第4項)
- とされている。

### <検討すべき事項>

- 年途中で国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体が、国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の範囲や収支報告書の明細記載義務及び領収書等の写しの提出義務の範囲が法文上不明確であるため、登録政治資金監査人等から問い合わせが多く寄せられている。

### <検討の方向性>

- 当委員会においては、政治資金監査マニュアルで、年途中で国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体の国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとし、領収書等との整合性の確認については、領収書等の徴取義務及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の対象となる支出の範囲で行い、それ以外の支出については会計帳簿の必要記載事項の記載確認で足りることとしたところである。



- 今後、法改正が検討される際には、上記取扱いの明確化についても検討することが適当である。

## (10) その他の事項

- 収支報告書のインターネットによる公表について、平成19年の法改正により、法律上の環境整備が図られ、現在総務省及び10都府県でインターネット公表が行われるに至っているが、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判の下に置くという政治資金規正法の目的からすると、インターネット公表の義務づけを検討すべきとの意見もある。

インターネット公表のための事務作業や機器等の導入などの負担は情報通信技術の発達により小さくなってきており、インターネット公表を実施する団体が増加しつつある中、政治資金規正法の趣旨やインターネット公表のために講じられた上記法律上の環境整備の内容、「e-Japan 戦略」等に基づきインターネット公表等を行う事務費の増加に対応するために充実された財源措置等についての都道府県の理解の促進に努めることにより、都道府県選挙管理委員会のインターネット公表の促進を図ることが適当である。

インターネット公表の義務づけについては、その状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題と考えられる。

- また、政治資金の収支の報告及び公開に関わるその他の重要事項として、収入に関する政治資金監査や企業会計方式の導入についても指摘されているが、これらの点については、政治団体の収支の公開のあり方に関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題と考えられる。